

この説によると、今から約三万年前より温暖期に向かつた地球の気候〔アルプス氷河を草原にした〕は、約五五

〇〇年前に再び寒冷期に、その時より約四八〇〇年経過した鎌倉時代〔約七〇〇年前〕には、潮位が高かつた事実からすれば地球は温暖期であった事が判る。

以上の事実によれば、石器時代が終わつてから現代に至る約一万年間の間氷期に、最初の約四五〇〇年は北半球の氷を溶かした温暖期、その後の約四八〇〇年はアルプスを再び氷河で覆つた小規模な寒冷期。鎌倉時代より現在に至る七〇〇年の地球は小規模な温暖期で有ることが判つた。

#### 参考資料

- 別府市周知遺跡一覧表 日本人の起源
- 日本史探訪 歴史でみる日本
- 大分の歴史 ジャポニカ大辞典
- 別府大学文学部公開講座 『東北アジアの旧石器と日本人』

筆者は日出町誌編纂の際に、写真資料を入手して解讀執筆委員に配布したが町誌には僅かしか記載されなかつた。松井築城に在つて石垣原に黒田軍と共に出陣した松井佐渡守康之の記録である。卷中には黒田如水・加藤清正や大坂五奉行の書簡が記録されていて、当時の石垣原合戦への情勢がよく理解できる史料である。

## 松井文書「立石一件」について

佐 藤 晓

慶長五年の石垣原の合戦を記録したものに、『石垣原合戦記』や『細川落慶長年間記』『黒田如水石垣原軍記』『大友義統公軍記』『石垣原大友義統與黒田如水取合』などの諸本がある。これ等は石垣原に出陣した者が、合戦の後に見聞したことを記録したものか、石垣原合戦に従軍した者からの聞き書きである。これに比して、熊本大學図書館蔵の『松井文書』なかにある『立石一件』は、

当時の松井築城に在つて石垣原に黒田軍と共に出陣した松井

佐渡守康之の記録である。卷中には黒田如水・加藤清正

や大坂五奉行の書簡が記録されていて、当時の石垣原合

戦への情勢がよく理解できる史料である。

た。その後、再度解読してみると誤讀もあり、写真資料

にも二葉の欠落があることが判明した。そこで欠落部分

を補つて完全な史料とするべく作業を暇々におこなつて

いるが、今回は石垣原合戦の部分のみ抽出して紹介する

こととした。なお、文字左にミミを附けたものは墨沫、

( ) でルビを附したもののは地名・人名の解説者の案である。

以上七騎 并 尾崎伊右衛門・中沢藤五郎・中山六

右衛門・生田甚三郎・近藤弥十郎・入江久次・上原

長三郎・田中清三・山田半右衛門・後藤与三右衛門

堀九右衛門・濱谷和泉父子・朽木勘右衛門・今井惣

兵衛・中山三右衛門・井左弥右衛門・大鳥仁助・遠

藤九兵衛・茶道之梅圓召連申候。有吉以下之御侍九

騎、以上十六騎三而御座候。一時之先後御座候上、

殊ニ長夜ニ而二里程隔り申候ニ付、康之馬を進メ候

得共、殊外難所ニ而手綱を取あをり申候而茂、果敢

行不申、一騎打ニ歩せ申候。時枝平太夫・井上九郎

右衛門等茂、難所ニ而跡勢續不申候ニ付、かんのを

山と申野山之傍ニ下居申候時、康之初杵築勢追付申

候。一所ニ下居、康之、井上九郎右衛門・野村市右

衛門等茂、難所ニ而跡勢續不申候半申候ハ、昨日於杵築如水軒を御待受候半

ト申儀茂不被用又杵築城を被押出理を非ニなされ候

へ共是非なく候、此方者身ニ請たる敵ニ而候間、是

カ立石ニ者一里之内外ニ付、是カ先を可仕候間、左

様被心得候様ニ申候ヘハ、井上・野村申候ハ、我ニ

兩人者今日之跡勢ニ而候間、先手之時枝ニ申候様ニ

### (前文省略)

一 九月十三日五長寅刻、如水軒之先勢、杵築城を押出

し候。松井康之儀者、杵築城内之手配を定、同卯刻

出軍仕候。康之杵築御加増地為請取罷下候節者、騎

馬二十二人召連候得共、右之内七騎者、松井新太郎

興長五分遣、関東五出陣仕、残十四五騎之内 松井新

助・松井与三・村尾勘兵衛・藤村平兵衛・中川下野

井口六兵衛・中川伊豫七騎 并 本嶋備後・加藤次

右衛門・中川兵助・堀口三四郎等者、杵築城五差置

平位助太夫・下津半左衛門・坂本三郎左衛門・坂崎

作左衛門・松井加兵衛・中川五兵衛・本島喜兵衛

と申ニ付、先下ミ兵糧を仕ハせ候付、時枝手之先

勢者、實相山之二之間之谷道ニ打向申候。今日、大

友方之先手竹田津志摩入道一ト、此様を見候而狼烟

を揚候ヘハ、義統之本陣立石村<sup>五</sup>茂狼烟を合せ申候へ

康之ハ時枝平太夫<sup>五</sup>是<sup>六</sup>者、我等先を可仕ト申候ヘ

ハ、杵築<sup>五</sup>是迄<sup>六</sup>七里御先を仕、今少ニ成跡備ニ罷成

候事思茂不寄由返答候付、康之立腹仕候様子を井上

野村見請候而、双方之所存無余儀存候、只 松井殿

と時枝と馬を被並、先後なくニ御人出を被遣候様ニ

ト中分を入れ申候ニ付、双方任其旨馬を進メ申候。康

之、桑原才藏并家来坂本三郎左衛門<sup>五</sup>道を見候様ニ

ト申聞候<sup>居申候ニ付</sup>桑原才藏ハ在方之御役相勧<sup>本行之通ニ御座候</sup>兩人ハ道筋ニ不構<sup>此者</sup>靈<sup>立石合戰相濟</sup>此者

見村之中ニ入候ヘハ乞食一人居申候ニ道を聞候處、

いか程御人数ニ而候哉、此道空敷候ト申、一町計村

はつれ迄案内仕、行方見ヘ不申候<sup>立石合戰相濟</sup>此者

申候<sup>吟味仕候得共行御相知不</sup>三郎左衛門馳帰、此道を案内仕、實相寺山<sup>五</sup>打

上申候 時枝者山間之道を過、廣野ニ一組之人數を

北向ニ備を立申候。大友者、本陣を被打出、時枝備

タ弓手ニ見なし東向ニ備を立、暫、野中ニ折敷、杵

築勢實相寺山<sup>五</sup>打上り候を被見揚候。康之儀者、實相寺山<sup>五</sup>大友之陣を下墨仕候。石垣原者、南下リニ

壱里之野ト申候得共、長く相見ヘ、横者實相寺山。

立石之間二十町茂可有之候。此野者、草短く細を張

たることく堅横十文字ニ荊棘生し、土地之高下有之

石高之地ニ而御座候。然共、時枝者其野ニ備を亟め、

互ニ弓鉄炮之適合有之、足輕を見さき侍跡を照め申

候。杵築勢之弓・鉄炮茂、時枝ニ負申聞敷ト皆野申

ニ討出申候。此節、下津半左衛門者、夜討之鎌痴い

また平愈不仕候ニ付杵築<sup>五</sup>司残置旨申渡候得共、達

而行申候ニ付心付昇を預、たとひ千萬之効仕候共、

昇を離候ハ、切腹可申付ト申渡、杵築勢を打下し候

ヘハ、半左衛門野中之躰を見、昇を山<sup>五</sup>下し候ニ付、

待候様ニ兩度使を以申候得共、先之躰を覽不被成候

哉、はや取結ひ鎌際ニ成申候、昇を是ニ待候ヘとハ

不被心得ト申候。康之其旨承届、近藤弥十郎ニ申付、

昇を下し候ハ、半左衛門を討捨候ヘと申渡候。此由

半左衛門<sup>五</sup>申聞候ヘハ、不及是非元之通ニ打上、昇

を立申候。其内ニ先手ハ次第ニ詰寄敵あひ一町之内

外ニ相成候。此駄を坂本三郎右衛門見候而、只今先手ハ鍵鎖を可仕候、是ニ御陣ハ如何と申ニ付、有吉四郎右衛門・魚住市正承之、三郎右衛門申所尤ト申、直ニ麓丘討下申候。康之儀茂不及是非、昇者最前之所ニ建させ先手之鉄炮際ニ馬を駆付候へハ、四郎右衛門者馬アリ下り鉄炮を取申候。康之儀下立候を見候而宗像掃部・吉弘加兵衛等之敵百人計、大友方之鉄炮之後ル三十間計之間を曳聲三而討出突懸候へハ、四郎右衛門鉄炮を以十四五間程之間ニ而放し敵を打倒し申候。康之、見事なるそ、今一つと申候内、後二廻り鍵鎖を取申候。康之茂長キ鍵鎖を遣候へと申候得共こま若ト申者持候直鍵參付不申候ニ付、仁若ト申者鍵鎖を差出を取振直申候時、はや左之方に而魚住右衛門兵衛・康之家來中川五兵衛鍵を合申候。康之を見懸ケ敵二十人計鍵・薙刀ニ而打懸候を鍵鎖を以相手に罷成、敵を追散し首二討取、左之手ニ蒙疵申候。右之脇鍵者近藤弥十郎・左之脇鍵者坂本三郎右衛門其脇松井加兵衛・其脇有吉四郎右衛門・其脇桑原才藏・其脇四郎右衛門家來八坂又助、其外宮津之

面ミ并 家来田中清三・平位助太夫・前野九兵衛・上原長三郎・杉崎作左衛門・今井惣兵衛・茶道之梅圓等四郎右衛門家來岸助之丞・葛西彦四郎等何れ茂力戰仕敵を追立、大友方敗軍仕候。茶道之梅圓者、先ニ進ミ敵六人を相手ニ仕討死仕候。其節、康之先手之鉄炮 梔（草丸） 大友方アリ奪取申候（此鉄砲于今江相用、當時ニ而皆遺置申候） 時枝一手之勢ル四五騎乗出逃仕、遂ニ義統之被爲持候朽葉柄弦指物を分捕仕候康之家來共者、此儀を口惜存敗軍ニ紛れ敵方ニ附入武者を入れニ仕引取候處、康之見之候而時枝平太夫家來尾崎伊右衛門を使ニ遣、勝軍仕ながら敵茂追ハぬに敗軍する事如何成儀ニ而候哉、大友を討取か本陣迄追込ハせでと申遣候得共、返し不申退候處、時枝勢之内ル承之三騎取て返し大友旗本を曰かけ駆入、居敷候敵共ニ立向ニ二騎を突落し討取申候。此時、康之儀ハ馬アリ仕ト仕候得共、餘り武勢ニ付中間次郎三郎・甚助と申者共、左右之轡ニすかり離し不申候。近藤弥十郎側を離不申、鍵鎖者田中清三持參候處、坂本三郎右衛門馬を乘立駆付直ニ供之候、折節、黒

糸威之鎧ニ唐冠之冑を着、而類仕候武者一騎駆參、

康之を呼懸候得共、身を鎧候へハ見知不申候ニ付、

供之者其誰人ニ而候歟と聲ミニ問へハ、井上九郎

右衛門と名乗、かゝるも引も大將之心得なり、不似

合ふか入沙汰之限ニ候、急き打入被申候へ、如水斯

而是<sup>且</sup>着候半ト申捨、味方之陣ニ引入申候。康之、

四郎右衛門ハ如何ト尋申候へハ、近藤弥十郎とく被

引候由答候ニ付、不及是非實相寺山を自當に仕引申

候。道ニ而左之向ニ人数相見へ候ニ付、坂本三郎右

衛門<sup>江</sup>尋候へハ、中津勢ハ右<sup>且</sup>敗軍往候間大友勢ニ

而可有之由申候。何れ茂歩武者ニ而候へハ三郎右衛門

申候通ニ而可有之と申候。是者宗像掃部・吉弘加

兵衛等百五十計、康之初ニ残置申候實相寺山之界を

見懸、本陣ト存進寄申候。此者其トハ存知不申あい

だ一町程隔實相寺山之麓<sup>江</sup>着仕候へハ、河喜多藤平

御迎ニ参候ト申出迎候、又足輕之内<sup>ル</sup>鉄炮を持來、

向之敵ニ放懸可申トニ放打候而何茂敵を打倒候を、

馬を駐見届、見事ニ打候由褒美仕、直ニ召連實相寺

山<sup>江</sup>打上り候へハ、有吉四郎右衛門・魚住市正等之

宮津勢居候所<sup>江</sup>馬を寄せ、四郎右衛門<sup>江</sup>下立候様ニ申、自身茂馬<sup>ル</sup>下、爰ヶ所我墓所と誓言を立申候へ

ハ、四郎右衛門茂尤と申候ニ、はや下津半左衛門馬

を乘下し、則、下立、鎌を合、敵を突倒候得共、大

勢引候ニ付、馬ニ乘鎌を横へ輪を二三遍かけ透間

を見合乗抜申候。退口ニ鎌を合申候ハ此事ニ而夜討

之時之鎌<sup>ル</sup>茂自慢佳候。康之ハ山八分目下候へハ吉

弘・宗像手<sup>ル</sup>鉄炮を雨能如く足本ニ放懸申候。魚住

市正進出、康之・四郎右衛門<sup>江</sup>対し、御両人ハ大將

ニ而者無御座候哉、敵之望所<sup>江</sup>御陣を被居、雜人之

矢先ニ御懸り候ハん事口惜候、某柄ニ立候ト先ニ立

申候。杉崎作左衛門茂御楯ニ參候ト申矢面ニ寒り申

候。康之茂、ケ程ニ者有之間敷と存候ハすと申、元

之所<sup>江</sup>陣を居候へハ、山下を箇丸之黒しなへを指候

武者一騎乘たて馳參敗北仕候、侍四五人・其外歩之

者、康之指物<sup>忠揆</sup>を見付駆參候へハ味方之陣厚ク

相成申候。其上、初<sup>ル</sup>界を建前候へハ、敵方者多人

數ト心得、吉弘・宗像深入仕候得共、續候勢茂無之、

前後を見合居候處、井上九郎右衛門・野村市右衛門

備之内より時枝手敗軍仕候を見、逃武者ニ逢様子を問候處、久野次左衛門馬を入討死仕候由申候。野田市右衛門為三者小舅之續ニ付、是非一弔合戦仕候半ト人數を押し申候。康之陣取候山下ニ古畠之土手三十間計有之候、此陰三四四五騎駆參下立候へハ、吉弘宗像者能相手ト心得、間毫町程急き土手限ニ近付曳聲を揚、一烟蹴立突懸り申候。野村市右衛門組<sup>手</sup>之大勢一度ニ着、互ニ相戦、吉弘方勝軍ト見ヘ候處、又、井上九郎右衛門手六七騎駆參古畠三乗上、各下立、横鎌ヲ入大友方被突立、吉弘加兵衛討死仕、宗像掃部深手を負申候。康之陣取之前ニ魚住市正組之御鉄炮并康之鉄炮茂一列ニ備、見下し候而敵を打ちせ申候處、手負・討死多、大友方敗軍仕候。仲津勢勞れ候故、一町計追討四五人討取引入申候。午刻より酉中刻迄懸引三度之軍ニ而御座候。康之茂陣を堅候武者一人刀を抜走參候。四郎右衛門見之刀を取立

あかり候へハ、田中清三薙刀之鞘をはつし康之<sup>江</sup>渡、何れ茂走出申候。清三ハ刀を抜、右之者立向、名乗候へと申候得共、息はつミ後へさかり候。四郎右衛門切候半ト仕候へハ、跡下り之所ニ而、右之者すさり候故、刀届兼相遠ニ相成申候。清三上手<sup>手</sup>走懸り名乗候へと責候へハ、弥藏と申候。四郎右衛門、何者そと問候へハ、康之難刀持之由答候ニ付、康之携居候長刀ハ清三請取陣屋ニ入申候。然處、雨茂止如水軒御着陣。翌十四日<sup>江</sup>人數被分、大友を被抑、首實檢御座候上、別府村之前之岸ニ盈首・平首を二段ニ被裂候。弥、義統を可被責殺旨候處、如水軒之年寄母里太兵衛ハ、義統之妹聟ニ付被頼之、如水軒之陣<sup>江</sup>降參ニ付、太兵衛<sup>江</sup>被預。同十五日、中津<sup>江</sup>被送候。

一  
加藤家者追々註進仕候趣ニ付、小西居城宇土を攻圍如水軒<sup>江</sup>之御使者岡田三四郎<sup>後栗田監物</sup><sub>於有馬城死</sub>江對面仕候、御助勢可有之旨ニ而、先、臼下部其席ニ四郎右衛門・市正兩人茂參会仕候處、諸肌抜人之着到ニ而、九月十五日立石<sup>江</sup>着陣仕候得共、義

統降參ニ付、直ニ肥後九罷帰申候。

中川修理太夫殿者、初九大坂方ニ而御座候得共、閃  
ヶ原之御一戦之御勝利を為被見合病氣之由ニ而人数

を出し不被申候、且又、田原紹忍・宗像掃部等茂彼

方九罷在、加藤家九誓詞を以一味之旨相達、杵築九茂  
同意可仕旨申越道候處、大友義統下向ニ付、彼手

五相從出陣仕、剩、中川家の旗を茂立石合戦之節建

申候重脅之表裏者ニ而、中川家者十三日立石表大友

方敗軍ニ被驚候處、加藤家九使者を以段々御詰問有  
之、修理太夫殿九茂以使者、加藤家九陳謝有之候。

此使者於小国主計頭殿九參合候得共、書狀茂御請取

無之、直ニ居城竹田を可被攻拔旨ニ候處、彼老臣内  
牧ニ在城仕候加藤右馬允可重承之、先立石九加勢を  
被仕可然由申ニ付、人質を被出候様ニと御申向候。

松井康之・有吉立行方九茂、同十四日書状を以関東

五御一味之旨ニ而立石表之勝利を被賞、將又合戦之  
様子を茂被相尋候ニ付、兩人九関東御味方ト御座候  
に、何とて人数ヲ茂不被出候哉、且又、田原紹忍。

昨日御報、具ニ令拜見候。拐々度々御手柄之儀  
坂に候て在之候ニ付、一日くと打過無念至極  
生々無之為躰候半ニも帯にも難敷事共候。

拙子事、此節何とぞ存候へ共、度々如申數多大

坂に候て在之候ニ付、一日くと打過無念至極

生々無之為躰候半ニも帯にも難敷事共候。

田原紹忍・宗像掃部事、御不審尤候。右兩人之

事、最前九方々才覺其在之候由候間、拙者かた  
る人質出候へと申懸候へ共、色々理處にて、今

日の明日のと申候て相延候。折節吉統不日其地

へ相被下候由候間、さしつめ人質候事まで取置

候、然其當國之者ははたへ上下共ニ見きりかた  
きと存、同ハ妻子・子共ニ被引越候へと申候へ

ハ、此間不残差被越候間心安存候間、然ハ其後

兩人九中越候ハ、吉統下國候事之久敷なしミに  
て候間、一夜帰ニ見廻度候。殊更如水公へ申談

子細候間、吉統へ參候て左様儀共をも入魂申度  
由候間、先此方へ被越候へ談合可申と申遣候へ  
ハ、返事ニも不及一夜帰ニ參籠帰候と被申置、  
(演説)濱沖へ被參候様子口上申合候ニて可申達候。

一 掃部・吉廣を始歴、被打果候由候間手間入申敷  
候、殊更上辺、大津各内府様へ一味被申由候、如  
此候へハ、急度可為平均候御手柄中く御羨計

候、尚以而可申人候。恐惶謹言。

中修理

九月十六日 可成判

松佐様  
有四郎右様

從如水之為便宜御状拝見申候。

一大友義統下向ニ付、去ル十日之夜、吉弘加兵衛等杵  
築城江夜討仕候得共、寄手及敗軍、立石之要害を被  
取堅候段、加藤家江之註進、同十四日熊本江着仕候

一 十三日ニ吉統陣所へ如水御取懸候處、其先勢よ  
り以前ニ被及一戰候由、如水江被仰越候、粉骨  
可申やう無之候、御注進を承かけに昨日熊本を  
罷立、今日、小国迄着陣候。先勢之者ハ是より

付、早速加藤家者為御加勢、翌十五日、熊本御出軍  
有之候。十三日立石表合戦之始末、同十四日未明、  
松井康之・有吉立行江加藤家江飛札を以注進仕候。  
同日、如水軒江茂飛札を以御知せ候付、猶又、康之  
立行連名之注進狀、同十六日未刻、小國ニ而御披見

有之、同日如水軒江御返書之趣者、木付両人之衆大  
手柄之由、御出陣之競ゆへと存候、拙子茂一昨日松  
井方より之注進之趣ニ而驚、昨日阿蘇邊着陣、今日  
小国迄拙者參着候、先手之者其ハ是江二三里つゝ豐  
州堺ニ陣取候。明後者其許江着陣可仕ト之旨ニ而御  
座候。此節、康之・立行江之御返書

已上

人ミ中

武三里さきに陣取候由候、存之外路次懇候て込  
合申候條、明日に著其陣へ參着候事ハ不可成候  
明後日者未明ニ其へ着陣可申候。如水可被仰談  
候條無心元事も無之候へとも、必御人數など毀  
候やうニ被仰付間敷候、はや參候間萬事可申談  
候。

## 以 上

九月十六日 五歳長 加藤家五大友降参ニ付、御出軍三  
及不申旨注進仕候飛札、豐後國玖珠郡引地村三而相  
達候。依之加藤家被納馬候。其節之御返書

一 吉統事ハ不及是非、紹忍・掃部首を者、我々も  
のに討捕せ申度候、さりとてハ此中之表裏重珠  
之誓帯在之事不及是非候。御手前機遣ニ存聞か  
けに出陣候處、右之仕合、先以令安堵候。參陣  
之節可申達候。

一 如水之衆手柄を被仕候由、何も御粉骨無申計候  
恐ミ謹言。

加主計

清正 御判

九月十六日

松井 佐 渡殿

有吉四郎右衛門殿

昨日十六日、立石珠之御狀、今未刻ニ珠郡之  
内ひき珠村と申所ニて令拜見候、十四日に拜見  
中御注進状ニ而、翌日罷立、是迄人數過半召連  
參候へ共、はや其元相済候由承令満足候へ共、我  
元へ參、如水へも、各へも可懸御目候へ共、我  
等も手前候事にて候間、急自是令帰國候。猶具  
以使者可申候。今度者御手柄其我等一人と大慶  
存候。五千萬障を明、中國邊にて可懸御目候。  
委曲伊豆守可申候。恐ミ謹言。

加主

清正 御判

九月十七日

松井 佐 渡殿

清正 御判

有四郎右殿

御返報

一 大友義統者、防戦難被叶、如水軒之陣五降参二付、母里太兵衛五御預、同十五日中津五御送候二付翌十六日立石之陣を被拂、松井康之儀茂、如水軒御同道申杵築江帰陣仕、同十八日、如水軒、熊谷内藏允居城安岐五被押寄候。康之儀茂一同ニ出陣仕、攻口を請取攻懸り申候。同十九日 三斎様江之言上案。

一 同十日之夜当郡庄ヤ共人質丈夫二相示、ニかわニ小やをかけさせ置申候処ニ、面ミ持口ヘ吉者引入、町を焼申候を○取白煙下ノにて松井者松井者鑓松井者鑓名之者共坂本三郎新門・杉崎作新門を入数多討捕、町ノ上の高ミへ追上、四郎右衛門大筒にて放、其外○鉄炮ツキ勝、又立石迄追籠申候、兩人無ミ非類勵御座候。兩度之合戦ニ宗像掃部・吉廣加兵衛、其外歴ミ八十余討取候条松井者吉廣加兵衛松井者可被責殺松井者ニ相極候処、吉統丸腰ニて母多兵陣所へ走入、いか条諸事たすけられ候様にと懇望ニ付○中津ノへ送被遣候事。

如水カ人を御下候条、令啓上候 先度も雖申上候通路不自由候条重而申上候。

速見郡之義可相渡旨、輝元備前中納言殿・奉行

衆石治少・大形少・太田美作を指下、松井かたへの書状共被越候者○首を可切由申候条○失手大伴二遣、当月八日晚、熊谷城・懸樋城之間へ舟をつけ、其夜、木付之沖を通、高崎表ニ舟懸

仕、九日ノ朝立石へあかり陣取申候事。

竹伊豆母義、女房衆、同心右衛門二郎ぬすミ出

府内之義、内右衛門、同心人質ニ出し相済、人數も被立申候事。

毛利太持分ハハ、人数被遣、久須郡ニ両城御座候是ハはやうけ取申候。民太居城も留守衆人質可出由候事。

し、父子<sup>と</sup>如水と被相助候事。

去十六日、木付迄陣かへニて、昨日十八熊谷城  
被取卷候、城中<sup>ヲ</sup>懇望申候、斯而相濟可申候付  
右在陣仕致口もふんさい程請取申事。

一 濃州表御手柄共之山珍重存候、御吉左右追々奉  
待候、此旨宣頼御披露奉存候。

九月十九日

康之

主計殿へ吉統下着候注進有之ニ付、先加勢とし

て鉄炮五十丁百五十ノ着到ニテ被指越候内、去

十五日立石表へ着候 吉統中津へ被遣候日被着  
候間、返し申候事。

立行

米田助右衛門殿  
加々山少右衛門殿

裏二

忠興様への状之留

一 熊本へ、<sup>(大友)</sup>大伴下着之注進 十四日參着、十五日  
被打立、久須郡迄御着陣之處へ、立石落居候注  
進有之ニ付御帰陣候事。

〔以下省略〕

一 如水之御事ハ不及申、主計殿御請入候段中く  
難申尽候、便宜次第御礼状様々被遊候て可被参  
候。御両所御心付面ニなりてハ不被申尽候事。

なお、この後に松井勢の討取った首數、大友方の戦死  
者名の記載があるが、主要部分一葉が欠落しているの  
で省略した。